

外国人受入環境整備交付金の概要

経緯

- 我が国に在留する外国人は近年増加（約264万人（平成30年6月末現在））、国内で働く外国人も急増（約146万人（平成30年10月末現在））
- 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設→外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との多文化共生社会の実現に向けた環境整備が必要
- 平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議において了承
- 総合的対応策では、生活者としての外国人を支援する施策として、「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」が掲げられており、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を設置することを支援

概要

- 目的：在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援
- 交付先：都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村（特別区を含む。）
- 対象経費：（1）整備費：新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費
（2）運営費：一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費（案）
- 交付額：（1）整備費：必要経費の全額（限度額1千万円）
（2）運営費：必要経費の2分の1※（限度額1千万円）（案）

※ 運営費の地方負担については、地方交付税措置を講ずることとしている。

※ 平成30年度補正予算においては、整備費の支援。平成31年度予算案においては運営費の支援。



事業イメージ・具体例

- 在留外国人から、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る相談を対面又は電話等でワンストップで受け付け、適切な情報提供及び関係機関への取次ぎを行う。

⇒ 例えば、上記事業の実施のため、

- ・ 相談カウンターなどの備品の設置、多言語化に対応する翻訳機の導入
- ・ 多言語で相談を行うことができる相談員の配置

など整備・運営に必要な経費を支援する。

事業スキーム

